

平成 24 年

第 3 回飯館村議会臨時会会議録

自 平成 24 年 4 月 25 日
至 平成 24 年 4 月 25 日

飯 館 村 議 会

平成 24 年 4 月 25 日

平成 24 年第 3 回飯館村議会臨時会会議録（第 1 号）

()

()

平成24年第3回飯舘村議会臨時会会期日程（案）

(会期1日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開会時刻	日 程
第1日	4. 25	水	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 議案審議 閉 会

平成24年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成24年4月25日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成24年4月25日 午前10時00分				
	閉会	平成24年4月25日 午後 1時57分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 12名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 X 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 純	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	2番 飯樋善二郎	3番 北原 経			4番 伊東 利	
職務出席者	事務局長 但野 誠	書記 山田郁子			書記 三瓶 真	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興課長	中川 喜昭	○
	生活支援対策 課長	佐藤 周一	○	住民課長	濱名 光男	○
	会計管理者	齊藤 修一	○	健康福祉課長	藤井 一彦	○
	教育委員長	佐藤 真弘	○	教育長	廣瀬 要人	○
	教育課長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	渡邊 守男	○
	農業委員会 長	菅野 宗夫		農業委員会 局長	齊藤 修一	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男	○	選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年4月25日(水)・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について
専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少
及び福島県市町村押す号事務組合規約の変更について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認について
専決第2号 平成23年度 飯館村一般会計補正予算(第14号)
- 日程第 6 議案第24号 平成24年度 飯館村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第25号 飯館村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第26号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第27号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第28号 ホールボディカウンターの取得について
- 日程第11 議案第29号 飯館中学校仮設校舎整備工事請負契約について

会議の経過

①開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

②開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

③諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件3件、その他案件5件であります。

次に、平成24年第2回定例会において可決されました福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書及び防災対策など住民の安心安全を支える行政サービスの体制、機能の充実を求める意見書を3月19日付でそれぞれ政府関係機関等に提出しております。

次に、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の活動状況でありますが、4月23日、飯館村商工会、JA相馬農業協同組合、飯館村森林組合から原発に係る損害賠償の請求状況及び国、県、村等に対する要望事項等の調査のため委員会が開かれております。

次に、本日議会運営委員会が本臨時会の会期、日程等の議会運営のため開催されております。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

以上であります。

④日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 飯樋善二郎君、3番 北原経君、4番 伊東 利君を指名します。

⑤日程第2、会期の決定

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

⑥日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案報告第1号及び専決第1号から専決第2号並

びに議案第24号から議案第29号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成24年第3回飯館村議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の村議会臨時会には懸案でありましたホールボディカウンターと飯館中学校仮設校舎整備工事の入札が終わり、仮契約を締結いたしました。また補正予算なども含め緊急を要する案件が生じましたので臨時会を招集させていただいたところであります。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第24号は平成24年度飯館村一般会計補正予算（第1号）でございます。既定予算の総額に1億2,868万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を46億4,728万1,000円といたしました。歳出の増額内訳は、総務費として総務管理費が300万8,000円です。民生費として社会福祉費マイナス635万9,000円です。衛生費として保健衛生費7,645万9,000円、労働費として労働諸費が4,394万7,000円、農林水産業費として林業費が526万6,000円、教育費として社会教育費636万円を計上いたしました。なお、これらを賄う財源として県補助金、基金繰入金を充当するものであります。

議案第25号は飯館村税条例の一部を改正する条例でございます。この改正は東日本大震災と原発事故における経済社会の変化に伴い地方税法等の一部改正がありましたので、飯館村税条例の村民税、村たばこ税、固定資産税の一部を改正するものであります。

議案第26号は飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。この改正は東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期間の延長の特例について譲渡期間の災害があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までとするものであります。

議案第27号は東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は平成24年度も平成23年度に引き続き個人村民税と固定資産税の償却資産について同じ内容で減免を行うものであります。

議案第28号はホールボディカウンターの取得についてでございます。去る4月18日、1社による見積もり合わせの結果、キャンベラジャパン株式会社が落札いたしましたので、その物品の財産取得について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は4,488万7,500円でございます。

議案第29号は飯館中学校仮設校舎整備工事請負契約についてでございます。去る4月18日、3社による指名競争入札の結果、佐藤工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は2億4,885万円でございます。

専決第1号福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更についての報告をするものでございます。この変更は福島県市町村総合事務組合の脱退、加入がありましたので規約の一部を変更するものでございます。

専決第2号平成23年度飯館村一般会計補正予算（第14号）の承認を求めるものであります。この補正予算の内容は平成23年度に完了することが困難な村民の声ネットワークシステム業務、道路改良舗装工事、中学校仮設校舎整備工事の縫越明許費への設定と、地方債

の確定による補正予算を専決させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。

予算の内容につきましては地方債の確定により620万円が事業費調整により減少し、これを賄う財源として地方交付税を充当するものであります。既定の歳入歳出予算の総額66億4,799万2,000円は変更がございません。

報告第1号は平成23年度飯館村一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。平成23年度飯館村一般会計補正予算のうち繰越明許費として平成24年度に繰り越した予算は提出しました繰越計算書のとおり総務費、土木費、消防費の各事業工事関係であります。繰り越し額の総額は6億308万5,000円でございます。財源といたしましては国庫支出金で3億1,887万3,000円、一般財源として2億8,421万2,000円でございます。

以上が提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○ ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時11分）

議長（佐藤長平君） 議案審議のため、休憩を継続いたします。再開は11時とします。

○ ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

○日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について）

議長（佐藤長平君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について、専決第1号福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更については、さきに村長から報告のあったとおりであります。

○日程第5 承認第1号 専決処分の承認について（専決第2号 平成23年度飯館村一般会計補正予算（第14号））

議長（佐藤長平君） 日程第5、承認第1号専決処分の承認について、専決第2号平成23年度飯館村一般会計補正予算（第14号）の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号専決処分の承認について、専決第2号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号専決処分の承認について、専決第2号の件は承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第24号 平成24年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 議案第24号平成24年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

これから質疑を行います。

9番（大谷友孝君） 何点かお尋ねをいたします。13ページ、行政区交付金と非常勤の職員報酬、これ組み替えになっておりますけれども、行政区交付金については過般行政区長会が行われたようありますけれども、この内容等々については区長会では了承得ているのかお尋ねしたい。

それと保健衛生費の旅費で16万4,000円、これは除染講座というようなことありますけれども、それと次の15ページの負担金22万4,000円、除染についての講習会等の負担金ということありますが、内容等についてお尋ねをしておきます。また15ページの労働諸費の中の14番使用料及び賃借料、自動車借り上げ料ということでございます。2万円掛ける10ヶ月掛ける12台ということでございますけれども、7月からということになればこれは繰越明許の範囲に入ってくるのかどうかも確認しておきたいと思います。備品購入で机、いす、110セット、教員も含めてということでございますけれども、これで草小の机いす、懸案されていた古くて損傷が激しいというものが解消されるのかどうかお尋ねをしておきます。

総務課長（中井田 榮君） まず1点目の13ページの真ん中の行政区交付金でありますけれども、行政区長会に了解はもらっているのかということありますけれども、過般4月18日に行行政区長会をやった際にこの資料の中にもお示しをし、こういった交付金をこのよう形で交付いたしますというようなことで了解を得ているところであります。あと、私の方のもう1点でありますけれども、15ページの真ん中の自動車借り上げ200万円、ICTタブレットの推進要員でありますけれども、これは繰り越し24年度分かということありますけれども、これは24年度分であります。実は当初県の紛事業の方で要望していたわけでありますけれども、県の紛の方の査定が厳しくて現在配置している8人、さらに前からご指摘いただいていますように若干使い勝手がよくわかりやすく利用率を高めなくてはいけませんというようなことでご指摘を受けていますので、その使い方の補助要員これを今回県の紛の方から今回の緊急雇用の方にというようなことで今回自由に認定をさせていただいた。その自動車の借り上げ、それを今回補正予算に上げさせていただいたといった内容です。

復興対策課長（中川喜昭君） それでは、私の方からおただしの13ページの除染の旅費とあと受講料の講習会の負担金ということでのご説明申し上げます。両方とも兼ね合いますがあが、まずその講習会等についてのお話を先にさせていただきたいと思いますが、今後除染については国直轄でやることでありますけれども、今回1月1日に施行されました放射性物質に汚染された土壌を管理する放射線障害防止規則と除染臨時則というように

今言われておりますけれども、それらを職員、除染係の職員も勉強しておいた方が今後の部分で活用できるのではないかということで今回仙台の方で実施されるということで、その旅費とあと受講料を上げておるという状況であります。2回ほど行われまして、まずは今言いました放射線による健康管理の部分の法律的な部分の習得と、あとは実際に除染をする中でのいろいろな応急処置とかあとは除染の方法、あとは放射線に対応する監視関係、それらを今回講習を受けながら習得するというものでございます。それで場所が仙台ということでございますので、その旅費として上げているということがまず2回ほど行われるということでございます。

そのほか、今後、中央である際にも参加させていきたいと思っておりますので、それらも含めた中で旅費、受講料をとっているという状況でございます。以上であります。

教育長（廣瀬要人君） 私の方からは15ページの18番の備品購入費についてお答えをいたします。先般の議会でもご指摘をいただきました草野小学校の机いすの件でありますけれども、今般のこの予算によりましてすべて解消するということになるかと思います。現在草野小学校の人数は91名でございます。今回予定しております購入セットは110ですので、成長を見越して余分に購入する予定になっております。これで白石小学校、飯樋小学校、草野小学校、すべて木製の机で学習していただくという環境になるかというふうに思っております。以上でございます。

9番（大谷友孝君） 除染について職員がそういう講習等々を受ける、全く必要なことだというふうに思います。また除染が始まつてみないとわかりませんけれども、けさの新聞報道を見ますと川内村では目標とした数値がなかなか求められないという報道がされております。この辺、今度本除染に向けてこの職員の活用が大いに期待されるというふうに思いますけれども、その本除染についても講習を受けた職員が積極的にモニタリング、あるいは除染方法等々にかかわっていくような予定があるのかどうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の講習では、先ほど言いました形式といいますか知見はいろいろ得られるという部分もありますし、あとは作業指揮者としての、除染が始まればそれぞれ事業体では作業指揮者が必要というような部分もあるというふうに聞いております。そういう意味では作業指揮者の教育も今回の講習に入っているということですので、現場でのそういう知見を得た中で実際にどのようなことをやっているんだという部分も学習しながらになるかと思いますが、今後の除染にはそういう講習を受けた職員が必要ということになりますので、現場の方でもそれらを習得させる意味合いもありますので現場の方で指揮をいただくような形になるかというふうに思っています。以上です。

9番（大谷友孝君） 本除染ということになれば当然元請はゼネコンという考え方、村と協議をしてということもございますから、こういう専門的な知識を得た職員を本除染に村の考えはこうだと、こうしてくださいという強い要望を出していかないと、先ほどの川内ではないでけれどもなかなか目標とする数値が求められないということでございますから、この辺のかかわりは国にしっかりと担保をとらせて、たとえ元請がゼネコンであろうとの会社であろうと、村の職員が強く除染指導にかかわるというような担保をとっておく必要があるんだろうというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　おただしのとおりというふうに思っております。そういう意味では昨年から見ていますが、職員、現場にいっても何の知見もないということでありますので、今回の講習を生かしながら本格的に除染等に推進していきたいというふうに思っております。以上です。

9番（大谷友孝君）　もう1点、タブレット講習、わかりやすく使いやすく説明されているけれども10カ月ほど見込んでいらっしゃるんですけれども、どのような、10人でありますけれども、スケジュールとしては例えばどんなような工程表になるのかお尋ねします。

総務課長（中井田　榮君）　工程表でありますけれども、前にもお答えをしていますが、大体5月、6月に設計とアンテナ工事、仮設の方にはやりまして7月から運用開始したいというようなことで、現在事業を進めているところであります。このICTタブにつきましては、前にお答えしていますようにBHNのそれぞれ県の絆で配置されていました初めの方をご協力をいただいて、そして県の借り上げと公営宿舎についてはそれぞれ集会場に集まりを持って機械を配付をして、そして使い方を説明できるかと思うんですけれども、あと地域でばらばらになっている7割の県の借り上げの分につきましては、どこで集まりを持って配付したにしても全員が全員出席はなかなか難しいところもあるのかなと。まして高齢者の方々もいらっしゃいますので、そこは丁寧に配付、使い方なども含めてこれから事業を推進していくことを考えますと、ある程度これの緊急雇用の10人の方々を配置をしながら、そして使い方もわかりやすく説明しながら今後やっていければと考えているところでございます。

議長（佐藤長平君）　ほかに質疑ありませんか。

7番（菅野義人君）　それでは、私も数点確認をさせていただきます。まず11ページの1番緊急雇用創出事業補助金の基金事業費としての補正でございます。この中で川俣自治会の事務補助2名というふうな説明がございました。この事務補助2名の具体的な役割についてご説明をお願いします。

それから13ページ、7番の賃金です。嘱託職員賃金として中央計算センターの電算業務委託として賃金として当初予定していたのが委託料として組み替えたいというお話でございました。この方の役割と、それから賃金と委託料との組み替えの意味についてちょっとご説明願えればというふうに思っています。

それから1点、今大谷議員からご質問ありました。このICタブレットの緊急雇用事業での使い方の説明のお話でございました。今回のICタブレット、非常に機能が限定されて使いやすくというふうなお話で恐らく予定されているんだろうというふうに思います。これだけの人数をかけながら説明をしないと使いこなせないようなものなのか、ちょっとその辺の関連も含めてその機能と使いやすさについてどういう見解を持っているか、以上3点、お尋ねを申し上げます。

総務課長（中井田　榮君）　まず11ページの緊急雇用創出事業の中で川俣の自治会の事務補助金2名ということでありますけれども、今回県の借り上げ住宅の方に7割の方が避難をされて、その中でも川俣につきましては150世帯の方々が避難をされています。その中で今回2月29日に川俣のきつつきの会を立ち上げていただいて、いってみれば今回の県の借り

上げ住宅のモデルとなる県借り上げ住宅の自治組織ではないかというふうに村としては考えているところであります。そういう中で155世帯あって、まだ30ぐらいの加入がありますので、今後ご承知のとおり情報をどういうふうにそれぞれ流すか、つながりをどういうふうにさらを持っていくかの点がありますので、2名の方につきましては、1名ですとなかなか休みなどもとれないというのもあって2名の配置をまず当初させていただいて、モデル的なその立ち上げを今回させていただければというようなことで、緊急雇用で今回2名の配置をさせていただきます。

あと2点目の13ページの真ん中、賃金と委託料でありますけれども、その賃金と委託料、その役割のご質問がありました。まず当初2月の予算措置の段階では賃金で払うような形で考えていましたけれども、今回中央計算センターに業務を委託して、そしてすべて委託契約をすることによって、今回こちらに避難をしてきて二重住民票の問題、あと府内的な電算の推進の問題、あとはこれから出るであろうICTタブレットの関係の全体的な調整を今回FCCさん、中央計算センターの方にお願いをしてご指導をいただきながら進めていければというようなことで、今回賃金の方から委託業務の方に予算の組み替えをさせていただきましたということであります。

あともう一つ、3点目のご質問で、嘱託と委託の違いでありますけれども、嘱託職員の賃金とあと委託の違いでありますけれども、当初賃金として払う考えでいたわけでありますけれども、今回FCCの中央計算センターと委託業務を契約をすることによって全体的な業務、指導していただくというようなことで、賃金から委託契約の方にかえさせていただいたというのが大きなねらいでございます。

あとICTタブレットの10人いないとなかなか回らないのかというお話でありますけれども、今回当初BHNのそれぞれ松川第1から松川小跡地仮設の8人の方を県の辺で8人の方を雇用するような形で進めていたわけでありますけれども、この県の辺の方の査定が厳しくて漏れてしまいました。それで、これは緊急雇用の方に今回は追加の方をさせていただいたところであります。10人の方をどう使っていくのかということでありますけれども、先ほどお答えしていますように、7月から運用開始していくというようなことで仮設、あと公営宿舎については配って、その場所場所で使い方なども指導していけるというふうに思っているんですけども、なかなか7割の方が散り散りばらばらになっている県の借り上げの部分を漏れなく説明をして使っていただくというようなことを考えれば、ある程度の要員を配置をしながら今回は事業を進めていきたいと考えております、今回補正予算の中で10分の10の緊急雇用を10人見させていただいた内容です。

副村長（門馬伸市君） すみません、13ページの賃金と委託料の件で肝心な件が漏れておりますので若干説明をさせていただきます。実は、電算関係の処理をするようになって特殊な技術技能知識というのもあって、役場職員の中に1人、事務は別に担当するものは持っているんですけども、どうしてもその人に頼ってずっと何年かやってきたんです。そうしますと、今こういう事態の中で職員1人でもそういう避難対策のための事務とか何かがいっぱいあるわけです、応援もらっています。この担当が、詳細がわかる人がいつまでもこの電算業務にかかわっていると別な仕事ができなくなるんです。ですから、今回いざれ

これは長期的に民間でできるものは民間にということできましたので、今回あえて今まで電算に詳しい担当から専門的な知識を持った職員を賃金で雇うつもりでした。ところが、探したんですけどもなかなか個人ではこの村の複雑な電算業務をやる人は見つけられませんでした。したがって、賃金でとっていたものを今回業者の方に委託せざるを得なくなつて、F C Cですと今までずっと10年以上もかかわってきてもらっていますから、そういう組み合わせとかすべてわかっています。ですので、今回中央計算センターの方との委託契約と。根本は職員不足だったので、こういう専門的な分野は民間でできるので民間にお願いしようという意図での今回の予算措置であります。

7番（菅野義人君） 最初に質問しました自治会組織の事務補助ですが、答弁では今現在川俣地区、非常に多い割にはまだ30世帯これからふやしていきたいというふうなことで、その推進も兼ねてというお話でございました。そうしますと、これから可能性とすれば借り上げ住宅での各自治組織の立ち上げ全般に向けて、この2人の方がそれぞれご努力を願っていくというふうな形をとれるのか、あくまでも川俣地区のみに限定してモデル的に進めていくのか、その辺のやり方についてお伺いしたいと思います。

総務課長（中井田・榮君） 当面はこの川俣の自治会用に2人を配置して、そしてモデルでありますのでとにかくこれでいい形になるか推進をして、今後2人も配置できるかどうかということもこれから財源の問題もありますので、その辺兼ね合わせて検討しながら進めていきたいと思っています。

7番（菅野義人君） 2点目なんですが、村として賃金を設定してこの個人として雇うというふうな職員を想定していたが、それは人材的にはなかなか確保できないというお話でございました。そうしますと、幅広い電算業務に当たって、例えば委託という形になると特定の個人ではなく業務の委託ということで、例えば複数の人的なものの配置も頼れる、そのような可能性があるのかどうかお伺いをしてみたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 業者の方と話し合ったのは中途半端な方を派遣してもらっては困る。本当に精通した第一線の職員をよこしてくれ。向こうの都合で来たり来なかつたりではなく、常時職員と同じく席を置いて、職員と同じ勤務体制でお願いしますという話で、今常駐で福島中央計算センターでは放したくないというような優秀な職員を、あえて何回も村長の方からもお願いしてその人を配置してもらっています。ですから、基本的にはその人が何か病気でもしない限りはずっと1年間は、当面その方が担当していただけるということなので、かわるがわる別な人が来るということではありません。当然、上部とのやりとりといいますか連携はとっていくようになっておりますけれども、原則としては今来ている方が常時電算業務に当たっているということになります。

7番（菅野義人君） 3点目、確認をいたします。そうしますと、I Cタブレットの使い方については緊急雇用創出事業という性格の中で考えたというふうなお話がありました。私はこのタブレットの10カ月という期間が10カ月かかって初めて、そんなに長くかかって時間を経過しないと使えないというようなものでは私はないんだろうと。そうしますと、このI Cタブレットの使用の説明ということではなく、緊急雇用という点からするともっと優先すべきことが途中から私入ってくるのではないかという、そういうふうな業務上の心配

があるんですがいかがでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） そのとおりだと思います。今回の緊急雇用の10名につきましては7月から運用開始というようなことで、当初考えていたBHNの8名の方、松川第1、第2、あと伊達に2人、あと飯野・明治に1人、あと相馬仮設に2人、あと松川小に1人というようなことで、それぞれ今まで配置をされていた。コンピューターの勉強会、あと自治会のいろいろな処遇のお手伝いをしていたわけであります。松川第2、伊達東につきましてはホームページまで立ち上げているということもありますので、そういう意味では今ほど議員さんがおただしあったように、ずっとICTタブだけではなくて、それ以降のそれぞれのかかわりを今後深めていかなければいけないというふうに、村としてもそれも含めてICTタブの今後の推進についても含めて進めてまいりたいという考え方でございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

○ 10番（佐藤八郎君） 今ほどありました緊急雇用創出事業でタブレット普及推進に緊急雇用として10人、今ほど議員からもあったように緊急雇用創出というものに当たるのか、タブレット推進チームなのか、10ヵ月もかけて車も10ヵ月もつけてやるという、そんなに村民にとって緊急雇用的なまでしてやらなければならないものなのかなどうか、まず理解にちょっと苦しむんですけれども、その点を伺いたい。

あとはモニタリングの3、いやしの宿にそれぞれの役割任務、どういう勤務をしながらどのような賃金でやっていくのか伺っておきたい。あとは13ページにおける一般管理費の工事請負費それぞれ会議室施設から電気修繕工事まであります。もう一度具体的にどういう役割のもとにどういう必要性があってこれが109万円という予算するのか。その下の備品購入費の件も伺いたい。一番下の備品購入費ももう一度、役割と必要性を伺っておきたいと思います。

○ 総務課長（中井田 榮君） 1点目のICTタブレットでありますけれども、12ヵ月進めてしまうのかというようなご質問でありますけれども、双方で情報を共有していくというようなことで、村としてはことしの大きな目玉の事業なのかなというふうにとらえているところであります。そういう意味で、とにかく議会の皆様から3月の議会でご指摘があったように、わかりやすく使いやすくとにかく利用率を高めるようにというふうなご指摘がございますので、とにかくそれを踏まえて利用率を高めるように、今回10分の10で緊急雇用で見ていただけますので10人をとらせていただいて、先ほど菅野議員からもご質問ありましたように、それに含めてさらに情報の推進もプラスをして事務の補助員をフルに使うような形で進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

あと13ページの真ん中の工事請負費の109万円の内容でありますけれども、実は健康福祉課のわきに、ここは福島市さんからお借りしていて相談室もないというようなことで、あそこ外にプレハブを足して相談室をつくっていく。もう一つは大きい柱と柱の間に喫煙室を設けたいということで、上のリース料でユニットハウスをリースして、その設置工事と電気工事をその109万円の中に今回予算を計上させていただきました。その設置工事が16万4,000円、あと電気工事が11万1,000円をとらせていただきました。もう一つの公用

車庫修繕工事は、この前の強い風で飯舘の本庁の後ろの車庫のシャッターがあおられてシャッターが壊れました。その修繕工事で81万5,000円をとらせていただいた。さらには下の備品でありますけれども、101万9,000円はその喫煙室の中で、まさか箱だけというわけにはいかないので、建物だけとはいひないので、健康管理面を考えればたばこを吸う機械を中心に入れる必要があるということで46万9,000円かかります。それを入れたい。もう一つはこの下の階、2階に災対本部があつてフロアを半分以上使わせていただいたわけでありますけれども、そこを今度は復興対策課と一緒に生活支援対策課も入ったということで、あそこが広くなりました。実は福島市さんからは、あそこは飯野町さんとの共通スペースだというふうに言われています。本来はあそこの時計まで借りるわけだったんですけども、どんどん人がふえて出てきてしまったという経緯があつて、今後整理するときにはあそこを飯野の人たちも使えるような形にしてくれという条件がついています。今回パーテーションを16枚、55万円ですけれども1.8メートルだけのちょっと素通し、廊下が暗くならないようにぐるっと廊下側にやって真ん中に仕切りを入れて二つの会議室ができるようにしていくということで、今回パーテーションの購入代で55万円、合わせて101万9,000円を今回補正予算でとらせていただくといった内容でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私の方からまず1点目のモニタリング3名分の緊急雇用ということでございますが、これについては今現在紛職員ということで、県の緊急雇用で3名ほど雇いながらモニタリング業務についていただいております。24年度につきまして、その紛職員の枠が制限されてきてまして、1年間通して紛職員として雇えなくなるということで、今回緊急雇用3名分という形で6月から適用していきたいという部分の予算計上でございます。ご存じのとおり、1週間に曜日ごとに計測する場所等を決めましてやっておるところでございますが、月曜日については村内の継続事業所、火・水については仮設住宅、公営住宅、木曜日については村内の農地の計測、金曜日については相馬仮設、大倉等遠い部分をやっているということで、今後も現在のような形で進めてまいりたいという部分でございます。

あと次の備品購入、13ページの一番下にあります備品購入の内容であります、2点ほどあります、まず1点は今回県の方で1世帯に1個の線量計を配るということでございまして、それに対応する部分の備品購入ということで、先ほども説明しましたが、その線量計、1個当たりの単価が5万1,000円の1,400個、1,733というふうになっておりますけれども、前に学校関係に配っている部分については差し引きをさせていただいて、今回一般家庭用ということで1,400個の消費税で7,497万円をまず1点目に上げさせていただいております。あと2点目がG I Sシステムの導入関係ということで、地図情報、農地関係の地図情報が載っているパソコンシステムがありますが、今現在農政学利の方にその一つはございます。今後除染をする上でそれぞれの個々の農地、公団関係も出せるという部分もありますので、それらを役場本庁の方にも設置したいということでのシステム購入で110万1,000円の金額ということでございます。以上であります。

生活支援対策課長（佐藤周一君） ご質問いただきました15ページの送迎バス運転手賃金ということでございます。2人分の賃金を計上させていただきました。この内容はいやしの宿

のマイクロバスの運転手であります。現在、マイクロバスを各仮設あるいは公的宿舎等の集会所等からいやしの宿まで送迎させていただいております。月曜日から土曜日までということで6日間の運行であります、交代要員も必要だということで2人ということでございます。あいた時間については施設の清掃、そういう対応もしていただいております。当初県の絆支援事業ということで要望したわけでございますが、事業精査を受けまして村の緊急雇用の対応というふうにさせていただきました。以上でございます。

○ 10番（佐藤八郎君） モニタリングについては絆事業の3名、これは5月までの分ということでは現状のまま、6月からというお話をしました。今説明はありましたけれども、できればどういうことで説明あったようなことを文書で後でいただきたいと思います。あとはそれぞれ緊急雇用創出基金なり臨時職員なりといろいろな形で入っているんですけども、それぞれの賃金とかいろいろについて村民から聞かれるんですけども、どこがどういうふうになっていてどういう役割でどういうものかきちんと答えることがなかなか難しい。職員について今までの本職員についてはそれなりに広報やそういうことで今まで知らされたしわかりますけれども、そういう部分をちょっと整理して、役割やどういうことをやっている部分も含めてお知らせ願えればありがたいと思いますので、その辺については資料要求をしておきたいと思います。

あとは次の備品購入費について工事関係と含めての中での話だということで、そうしますとこれはどのぐらいのプレハブのものを建てて、どこからどこまでが相談室でどこからどこまでがたばこを吸う場所になって、ドアはどういうふうになつたり仕切りはどういうふうになるのかわかるんですけども、相談というのは秘密部分もあるのでどういう配慮をされるのか、もう一度その部分は伺っておきたい。

あとは福島市からの共同スペースなんだということで仕切るということですけれども、それは福島市で使わないときは全体は使えるというふうになるのか、仕切って完全に分かれているのか。

○ 総務課長（中井田 榮君） まず1点目のリースのユニットハウスの内容です。まず相談室でありますけれども、これは主に健康福祉課の相談ということで秘密の部分もあるというふうなことで廊下ではなかなかしゃべれないというようなことで、あそこは健康福祉課の奥、柱2本あります。奥の今、高倉常成君が車とめているところなんですけれども、あそこに3坪のプレハブ、1.5間の2間のプレハブをつくっておりました。これは選挙で住民課が前に建てましたあれの大体半分で入り口があるというようなことで、使い方としては健康福祉課の今2人分机が上がってきましたけれども、課長の前の左側のドアがあります。もし相談があればそのドアを抜けて、あちらの今回設置をするプレハブを使ってご相談をいただくというようなことをまず考えております。もう一つの喫煙室は2坪です。1間の2間のプレハブ、ですから選挙用の3分の1ぐらいの大きさのものをリースをしていくというようなことで、相談室にはエアコンがついていますけれども喫煙所には申しわけないんですがエアコンは除いて、ただ健康上問題があるのでたばこを吸う機械だけは入れさせていただくというようなことがあります。

あともう1点の2階の仕切りなんですけれども、実はご質問もあったように両方とも使

えます。村の方も使える。ただしあそこは福島市さんでは飯野さんとの公用スペースで、あそこのフロアと大会議室と奥の調理室は飯館と共有してねということでお話をしていくだいていたそうです。我々皆さんでこちらに引っ越ししてきたときにはそんなことも言つていられなくて、当初時計までということだったんですけどもそんなこと言つていられなくて、ずっとはずれで、大体共用部分もこちらで使ってやつてきたんですけども、今回課の設置もあって整理させていただいたということで、当初の打ち合わせどおり会議室用のパーテーションをやって、そして飯館の方も使えるような形にしていくといった内容です。

10番（佐藤八郎君） 健康管理を考えると喫煙室に煙吸引器も必要だ。健康管理を考えると吸わない方向の方がいいのかなと思うんですけども、そうしますと2階フロアについては、使わないときはそれなりに十分に活用できるということですね。あと相談室についてはきちんと、たばこ吸っている人が全部聞こえるようなことはないということなんですね。

総務課長（中井田 榮君） 別棟のプレハブで離れておりますので、まずもって相談している 内容は聞こえない。2階のフロアにつきましては今までどおり使えますので。

10番（佐藤八郎君） 一番下のG I Sシステム云々、地図の情報云々と、今飯野支所の方ではそれは生きて、本庁で云々の話という理解でいいんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今G I S、農政係の方にシステムは入っているパソコンがござります。それでこちらでも飯館の情報をとる場合も多いということで、今回新たに役場用のシステムを導入するという考え方でございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 先ほど最初漏れたので追加で伺いますけれども、職員研修、講習、作業指揮関係なりいろいろ、これは何名の方が、どのぐらいの期間で、そのことでどんなことを習得されて、仕事になり本除染なり向けてどういう役割を果たせるようになるのか。もう一度確認。

復興対策課長（中川喜昭君） 今現在案内がございます講習は2回ほど仙台で行われる。これは1日のみの部分であります。ですので、講義の部分、あとは実技の部分という形でなっているということでございます。今回の補正の中には東京の方でも中央でもやられるという情報もありますので、それらについてまだ日程は入っておりませんが、それに向けても今回計上させていただいているということでございます。今回の部分の講習ですぐ現地で生かされる部分ということはなかなか難しいかというふうに思っておりますが、大枠といいますか、まずは放射線管理をなかなか職員がわかつていないという部分がありまして、今回はいわゆる除染原理則という新たな法律が1月にできておりましたので、これらについてまず勉強していただくという部分を一番の目的にしております。あとは作業に当たつて放射線管理、健康管理の部分でスクーリングをやるとか、スクーリングをやるにも現場においてどのような対応が必要だととか、そういう法律的な部分をまずは覚えてきていただくという部分が1回目で考えております。2回目の講習では放射線がどのように、体に与える影響がどのようなものがあるのか、あとは今後除染をする中で土壤等が発生した場合の収集運搬、あとは作業方法やあとは異常事態発生における応急措置とか、そういう部分も放射線等あわせて作業の内容の講義がある。その後に実技があわせて行われるというこ

とであります。外部被曝、まず放射線測定器の取り扱い、今現在調べておりますが、そういう部分もきちんと教えていただくということでございます。

講習会には一応除染係4名、職員がおりますので、4名が参加するという予定にしております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 先ほど聞くのを忘れたので、別項目で飯舘村公民館費事務委託業務とありますけれども、社協にいた方が公民館の方にということですけれども、公民館の方の社会教育費の中で人が足りない理由と、社協から異動されてそういう事務委託業務ですからどういうことをやるのかわかりませんけれども、どういう役割を果たしていくものなのか。それで社協の方は、せっかく村の方から許可するということで職員1人配置しながらもそういう形になっていますけれども、どういうふうに整理して理解すればいいのか説明。

副村長（門馬伸市君） 社協の方に公社の方から去年派遣ということで勤務に1名ついてもらっていました。去年は避難の年でしたので、どちらかといえば生涯学習課の方はほとんど事務といえれば避難の方の事務に当たってきました。今回機構も新たになって、生涯学習課の役割も避難先の生涯学習的な業務は結構要請がありまして出ております。ですので、現在の前の体制ではなかなか事務業務をとり行なうことは難しいということで、以前生涯学習課の方でずっと業務をしていただいた公社の職員が、今回手薄になった生涯学習の方の業務を、もとに戻って体制を強化していくことで人事異動を行ったわけであります。それで村の方の職員、社協の方に今回1名派遣をいたしました。局長と合わせれば2名の派遣になりますけれども、新人職員であります、今回派遣した職員は以前は職員採用になった場合は必ず半年とか3ヶ月民間に出して職員を研修してきた時代もありました。それが非常に、民間での研修を受けた職員から話を聞けば非常に参考になるといいますか、民間のつらさ、ひどさ、あるいは公務とは違った業務、接客、いろいろ勉強する面が多いところということもあって、今回新人職員全部を派遣できませんけれども、1名派遣をして社協の方の福祉の方の仕事についていただいて、2年間になりますけれども研修をしていただくという意味も込めて今回派遣をしたところでございますので、ご理解をいただければと思います。

④休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時58分）

⑤再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番（佐藤八郎君） 先ほどの答弁の中に避難先での生涯学習が大変ふえている、そういう意味で前やつておられたベテランの方を戻つていただいてそれに当たらせたいというお話をしたけれども、避難先での生涯学習、どんなものがどれだけのものがその経過の中であって、見通しとしてはどんなものがこれから強化するだけのものになっていくのか。

村長（菅野典雄君） 当然去年1年は全く何もこれ動けない、ただただ住民の対応ということなんですが、少しずついろいろな活動をしていかなければならぬのではないかという思いがあることはそのとおりであります。ただもう一つ大切な今回のことについての話は、

教育課と生涯学習課を統合しました。ということによって課長がいなくなります。しかも当然人事の上では幼稚園の教諭であったり、あるいは新しい職員ということになりますとなかなかこういう一方で産業振興課を二つにして少しでもということですが、一方で減らした以上は不足の内容をフォローしていかないと、当たった職員とて大変ですし教育委員会も大変ありますから、そうしますと経験のある方をお願いをするといつてもなかなか職員の中で配置がままならないとこういうこともありましたので、今回のような形にさせていただいたということありますので、ぜひその辺ご理解をいただきたいと思います。きっといろいろな形で去年できなかった事業なども一つ二つ三つとできるようになるのではないか。そのためにもある程度経験のある者でないとできないのではないかということありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

10番（佐藤八郎君） 私社協の評議員もやっているので、役場に来ると同じぐらい社協にも顔出しているいろいろ一緒になって村民の声に従つたものでやっているんですけども、そういう中で十分な役割果たしてますます社協の部分も評価されるべきだという中で、1名派遣職員の中からふえるということで大変社協の部分で村民のために十分な方向にいくのかと思ったところそういうことになるものですから、それで生涯学習の方が大変だということになってきました今この答弁です。組織機構の会議でもそういうことでの会計云々ではなかったと、課長職が一つなくなったから公社職員を戻す、そういうことにどうもなかなか理解できないんですけども、それならば避難先での生涯学習がどんなことが具体的に、そういうことで課長がいない一つない部分でその人を戻すことで役割十分果たすというのだとすれば、どういうものなのか構成に。

村長（菅野典雄君） 社会福祉協議会の方は全く一生懸命やっていただいている。ただ引き継ぐところをきちんと引き継がないといけないということで、今回何ヵ月かの猶予を持たせていただいていることもあります。またスタッフとしては絆事業などでかなりの人が社会福祉協議会がありますから、その中でやりくりということになるのではないかという部分としていただければとこのように思っている。今回の方は今一番はあちこちから子供たちを、できるだけ夏休みとか冬休みとか、あるいは冬休み以外とかぜひ我々のところに来ていただいて、少し気晴らしというんですか運動を思い切りやったり、いつもの何となく押さえられているような雰囲気から少し元気を出すようにと、そういうのが去年もかなり出てきて、その都度その都度大変な中でかなり課長などもやっていたわけですが、その辺がないということあります。基本的には教育課長が両方持つということですが、現実には教育関係ますます大変な仕事が出てくるということありますので、その中でこういう対応をしていくということあります。

特にもう一つあるところは、これはこういうことを言っていいかどうかわかりませんけれども、今役場全体で子供の小さい方は宿泊とか何かというのはなかなかできないものですから、そこをどういうふうに補っていきながら子育ての支援をしていくということも庁内的には大切ではないかとこのように思いまして、そうしますとなかなかそういうほかからの話も随分今あちこちから来てますから、そういうものの対応がなかなかできる人がいないということでは難しいのではないかということもあっての社会福祉協議会の充実

も図りながらさせていただいたということで、そのかわりしっかりと引き継ぐだけではその予算の中で措置をさせていただいているということですので、どうぞご理解をいただきたい。

10番（佐藤八郎君） 先ほど村からの職員は新人であるために体験とかいろいろして学ぶことが多いという話でしたけれども、今の社協そのものは非常に大変なんです、ずっと見ていますけれども、役場も大変なんですけれども、そこを研修に行くような職員派遣してそこで中心になっていた人をそっちに持ってきてという、今後の子供たちへの支援が全国からいろいろあるのでそれに対応する。それが専門的になるのかどうかわかりません。教育委員会として答弁求めます。

教育課長（愛澤伸一君） 先ほど来ご答弁させていただいているところでございますが、生涯学習の分野では昨年はほとんど活動ができない状態でございまして、今年度につきましてはなるべく村にいたときの状況に近づけるような努力をすべきだということで、先日課内の打ち合わせを持ったところでございます。その中でありますが、避難生活をしている皆さんの健康状態等々も心配されるところございますので、そうした健康づくりの分野あるいは生きがいづくりの分野、あとは社会体育の分野、そういったところで住民の皆さんのが避難先を出て多くの方々と触れ合って、体を動かしてものをつくったり趣味の世界で楽しんでいただいたりと、そういう機会をふやすことが今年度の生涯学習分野の役割であろうというふうに考えております。そういった機会をだれということではございませんが、職場全体の中でそういう機会をどんどんふやしていく、住民の皆さんにご提案をしていくのが本年度の役割だろうというふうに考えているところでございます。以上です。.

10番（佐藤八郎君） そうしますと、この派遣されている方はそういう任を担うということで事務委託業務という部分では具体的にはどういうふうな内容になるのですか。

教育課長（愛澤伸一君） 職場の中での事務の分担ということになってしまいますが、以前この方が持つておられた事務のところがなれておられるし、また事務にも精通されているということで、住民の方々の芸術文化団体の育成、あるいは1人1趣味運動、それから読書の推進活動、それから宅配学習といって職員とか経験者をそれぞれの趣味の団体のところに講師として派遣する活動でございますが、こういったこと、あるいは先ほど来ますが体験活動、ボランティア活動に関するなどを主に受け持っていただきたいと考えているところでございます。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、当初予算の中でそういう部分ではどういう部門があるんですか、具体的に。趣味なり何なり。去年はできなかった、今年はやっていくという答弁でした。

教育課長（愛澤伸一君） こういった業務は職員がいないからできないということではなく、例えばこの職員派遣が仮になかったとすれば、いる職員の中でそれぞれ分担して業務を行っていくということになったかというふうに思っております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号平成24年度飯館村一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号平成24年度飯館村一般会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第25号 飯館村税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第7、議案第25号飯館村税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

9番（大谷友孝君） では、1点伺っていきます。説明資料の中で2ページに村のたばこ税、（ ）
25年4月1日から施行ということになっております。この見通しについて伺います。

住民課長（濱名光男君） たばこ税の引き上げに關係しての村のたばこ税の収入の件かと思います。現在村内でたばこ小売りをしている業者、個人等はございませんので、引き上げされても税収の増にはならない状況にあるというふうに考えております。以上です。

9番（大谷友孝君） 除染等の絡みもあるんでしょう。あと区域見直しの関係もあるんでしょうか。けれども、この再開、飯館では事業は再開できないということありますけれども、この見通し等についてはどのようにお考えですか。

住民課長（濱名光男君） 税対応で申し上げますと、帰村と宣言できる状況にあって小売店が再開されない限りは税収はないのかなというふうに考えています。以上です。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

10番（佐藤八郎君） 村民税の(2)番の500円引き上げについてですけれども、引き上げている根拠、いまいちわからないんですけれども2,416円最小差ということなんで、今の中で引き上げされるというのは非常に大変なのではないでしょうか。（ ）

住民課長（濱名光男君） この均等割の引き上げの部分でありますが、県民税の方も500円上がるようになりますて、合計で1,000円の増額というふうになります。これは東日本大震災復興基本法に定める基本理念ということで、これに基づいて全国的に緊急に実施する防災のための施策に要する費用、この財源に充てるというふうな目的で臨時の措置として引き上げる、年度を26年度から35年度までの10年間ということで、全国的にそのように上がるというふうなものであります。

10番（佐藤八郎君） 合わせて1,000円になるというお話ですけれども、防災計画、これは国家予算の中で防災費用に充てる金がないからというか足りないのかどうかわかりませんけれども、そういう関係で県民税含めて1,000円上げていくという部分では、個人県民税も納税者に対しては単なる値上げというふうにしか思えないのではないか。そういう意味では重税となっていく部分ではないかと思うんですけども、国での関連でそういう費用に充てるのだから仕方がないというやり方だと見なして、村では軽減策なり援助方法なり

何か新たに考えるんですか、負担軽減として。

住民課長（濱名光男君） 負担増になって軽減等の部分があるかどうかという部分ですけれども、次というか今回条例改正案で議案として出ております減免の関係、震災にかかる減免の関係、そちらの方の条例なり被災地、村以外の被災地でもそういう部分があつて、当面はその辺で減免措置がとられて、実際に値上がりするというような減免対象にならなかつた方だけになるのではないかというふうに考えております。以上です。

1・0番（佐藤八郎君） それは2,416円からどのぐらい出るのでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 昨年度の減免の実績から申し上げますと、均等割相当額よりも減免額が均等割相当額が上がる分より減免額が少なかったという方はこの中ではおりません。1,000万円以上の方については20名ほどおりますので、20名だけかなというふうに思います。なお24年度今現在で全部申告等終わっておりませんが、給与支払い報告書等のもらっているもので試算しますと1,000万円以上の合計所得金額になるものが29名ほどおりますので、その人程度かなというふうに考えております。以上です。

1・0番（佐藤八郎君） そうしますと、考え方として飯館の税情勢では1,000万円を超える人は29名なので1,000円アップは仕方がない、流れですから負担軽減は必要ないと。

住民課長（濱名光男君） 住民税だけをとってみればそういうふうな形になりますけれども、ほかにも国保税とか介護保険料、固定資産税とかそういう面での減免もありますので、そういう全体的に見て不公平にはならないかなというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号飯館村税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号飯館村税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第26号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第8、議案第26号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号飯館村国民健康保険税条例の
一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第27号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第9、議案第27号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一
部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号東日本大震災に伴う村税の減
免に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第28号 ホールボディカウンターの取得について

議長（佐藤長平君） 日程第10、議案第28号ホールボディカウンターの取得についての件を議
題とします。

これから質疑を行います。、

10番（佐藤八郎君） 契約方法についてはなぜ1社ということになるのかと指名競争でない
ので請け差ないんですけども、本来の予定していたものよりはどういう金額で契約にな
ったのか。もう1点は設置場所があづま脳神経外科内ということありますので、病院が
購入する形をとれば、こういう検査器具というのは自治体が取得するよりも安くやられて
いるように過去の事態の所管調査で勉強したことあるんですけども、今回はこういうこ
との範囲はあったのかないのか。あとは、あづま脳神経外科にどうしても置かなくてはな
らない理由を再度伺うものです。

総務課長（中井田 榮君） まず1点目の入札の件でありますけれども、請け負いにつきまし
ては設計と落札額との差が99.5%という形で、あとなぜこの機械を選ばなくてはいけない
のかというようなことでありますけれども、専門的な機械で今回県立医大とか平田中央病
院、機械を導入していると同様の機械を導入しているというようなことも含めまして、今
回キャンベラ社の機械を導入するに至ったということあります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

10番（佐藤八郎君） 村で取得すると安くなる理由についてもう一度。

健康福祉課長（藤井一彦君） 県内では平田中央病院がたしか買ってやっているというのはあると思いますけれども、なかなか高い機械でございますので病院が買ってやるというのはかなりリスクもあるということでございます。そういったことで今回は村で購入をして病院に設置をさせていただいて、そこで住民の方に検査を受けていただくということでやつていきたいというふうに考えております。以上です。

それから病院で購入をすればその機器が安くなるかというご質問でございますけれども、これについては病院だから安く買えるということはないというふうに考えております。

村長（菅野典雄君） 前にもお話ししましたように、ほとんどの避難自治体は帰るときにどういう医療体制が整えられるかというのが一番の課題であります。そういう意味からすると今イッタハッタの中でこれまでにあづま脳外科と信頼関係でここ3、4年準備からやってきたわけでありますから、そこにお願いをし、我々は住民にその足ができるだけ確保し、あるいはまた診療をより充実していくということで、今回放射線の専門の医師も遠くから招聘をしているとそういうことでありますので、これから診療体制、今飯館村の医療は医療バス、その病院も含めて3台で外に歩いているわけで、もちろんそれ以外にも歩いてはいますけれども外に歩いているわけでありますし、戻ったときにホールボディカウンターも含めて診療体制が直ちに対応できるということですので、今回あづま脳神経外科にさせていただいているということですのでご理解ください。

○休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

（午後1時40分）

○再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時42分）

副村長（門馬伸市君） 詳細についてはすぐに答えが出ないと思いますので、後で調査をしてお知らせをしたいとこんなふうに思っています。いずれにしても今回の仕様の対応する機種はこの1社だけということなので、あとは精度の問題などは多分しっかりと大丈夫だというふうに思いますので、この機種で村としては導入をしたいということで仮契約をしたものですから、ご理解をいただければと思います。

10番（佐藤八郎君） この機械、この際という業界ですからいろいろな機械が十分にきちんと、買う側が相当な綿密な知識や研究をして買わないと、この世界日進月歩でどんどん機械がよくなっていくという世界でもあります。そういう意味ではリースという考え方もあるのではないかというふうにも考えますし、今この機種ではこの機種ではと言いましたけれども医大とかあづま脳神経外科さんにご指導いただいて、この機種でよかろうということになったようすけれども、購入に当たって選ぶ基準の検討はどのようにされてこの機種でよかろうというふうにまとまったのか伺っておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今までこの手の機械は検査の精度が高いということが今までの大切なことでございまして、今まで内部被曝検査を行ってまいりました県立医大病院であるとか平田中央病院などの検査機関でも同様の機械を導入しているということ、あとはち

よつと古い機械ですと5分とか10分とか時間がかかるものもあるらしいんですけども、この新しい機械は短時間、約1分ほどで検査が終了するということ、そんな理由もありまして今回この機種を導入したいということでございます。今までこういった平田とか県立医大でやった同じ機械を導入することでそれらの比較というのもできるだろうというようなことで、安定した結果が得られるのではないかということでこの機種にさせていただきました。以上です。

議長（佐藤長平君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）討論なしと認めます。

これから議案第28号ホールボディカウンターの取得についての件を採決します。（）

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）異議なしと認めます。よって、議案第28号ホールボディカウンターの取得についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第29号 飯館中学校仮設校舎整備工事請負契約について

議長（佐藤長平君）日程第11、議案第29号飯館中学校仮設校舎整備工事請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君）指名競争入札ということで3社ですけれども、請け差率はどのようになっているか、入札価格と予定価格の差は。

総務課長（中井田 榮君）最低金額と落札額の請け差率でありますけれども、96.7%ということになっております。（）

10番（佐藤八郎君）3社なので落札者と次の差についてはどのようにになっているか。

総務課長（中井田 榮君）2回行いまして1回目は1,200万円の差がありまして、2回目で落札いたしましたけれども、佐藤工業株式会社以下は大丸工務店さん、亀谷建設さんは辞退をしたというような形です。

議長（佐藤長平君）ほかに質疑はありませんか。

7番（菅野義人君）こここの工事の明細の中には契約事項としては入っているか入っていないかわかりませんが、グラウンドの放射線の低下について契約上何らかの条項を盛り込んであるのかないのか確認をいたじたいと思います。

教育課長（愛澤伸一君）通常の村の工事請負契約ということでございまして、除染率といいますか、放射線の軽減率についての条項は盛り込んでいないところでございます。

7番（菅野義人君）多分以前の議会の議論の中に、こここの土地がちょっと同様の地区よりも少し放射線が高いというご指摘がありました。当然この芝を撤去して山砂入れかえだということになると線量が下がるというのも期待できるというふうには考えますが、施工後の

換地というのでしょうか確認といふんですか、それは教育委員会の方ではするつもりがありますか。

教育長（廣瀬要人君） 線量に関しては、教育委員会でも幼稚園、小学校、そして中学校、大変神経を使っているところであります。現在の工事予定をしている川口電気の庭での線量、きのう測ってまいりました。0.6マイクロシーベルトパーアワーです。これから芝をはいで土を入れかえますと、かなり下がってくるのではないかということが予想されます。ちなみに前にもお知らせをしたかと思いますけれども、現在幼稚園は0.08マイクロシーベルト、これも土をはいで入れかえております。それから草野飯樋臼石小学校、0.16マイクロシーベルト、中学校も同じぐらいの除染効果は期待できるのではないかというふうに思っております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号飯館中学校仮設校舎整備工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号飯館中学校仮設校舎整備工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

⑤閉会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成24年第3回飯館村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後1時57分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年4月25日

飯館村議會議長

佐藤長平

" 会議録署名議員

飯館善郎

" 会議録署名議員

北原経

" 会議録署名議員

伊東利